

専決処分した事件の報告について

平成三十年二月二十二日に提起された損害賠償請求事件について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定に基づき、別紙のとおり和解の専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

令和元年六月十七日

江戸川区長 齊藤 猛

別紙

一 和解概要

- (一) 被告らは、原告子に対し、解決金として、連帯して二百万円を支払義務があることを認め、これを支払う。
- (二) 被告江戸川区が当該解決金の支払をした場合は、被告職員は被告江戸川区に対し、求償金として二百万円を支払義務があることを認め、これを毎月末日限り五万円ずつ分割して被告江戸川区に支払う。
- (三) 原告らは、その余の請求を放棄する。
- (四) 原告らと被告らは、本件損害賠償債務に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (五) 訴訟費用は、各自の負担とする。

二 事件内容

- (一) 提起年月日 平成三十年二月二十二日(区收受 四月十七日)
- (二) 当事者 原告 江戸川区民(三名)

被告 江戸川区、職員(当時)

- (三) 提起理由・請求内容 区立学校に通学する原告(子)は、当時の担任教諭であった被告職員から、教室においてわいせつな行為を受けた。原告ら(子及びその父母)は、これが公務員である被告職員の職務中の違法行為に当たるとした上で、当該行為により精神的苦痛等の損害を受けたとして、被告らに連帯して合計千五百四十万円の損害賠償を請求したもの

三区指定代理人 江戸川区 船崎まみ、志村一彦、妻島圭介、高濱次郎、木村美和子

四 訴訟経過 平成三十年五月十八日～平成三十一年二月十四日 口頭弁論一回 進行協議(和解期日)七回

五 専決処分日

平成三十一年二月十四日
平成三十一年二月十二日

和解成立